

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月18日
【会社名】	株式会社シャノン
【英訳名】	SHANON Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目13番16号
【電話番号】	03-6743-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 友清 学
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目13番16号
【電話番号】	03-6743-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 友清 学
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第18回新株予約権証券 985,600円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 118,585,600円 第19回新株予約権証券 438,500円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 200,438,500円 第20回新株予約権証券 25,500円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 200,025,500円 （注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整又は修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得、消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月16日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「届出の対象とした募集金額」、「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質」の一部金額、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の一部金額について、訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）
 - (2) 新株予約権の内容等
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
- 2 新規発行新株予約権証券（第19回新株予約権証券）
 - (2) 新株予約権の内容等
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
- 3 新規発行新株予約権証券（第20回新株予約権証券）
 - (2) 新株予約権の内容等
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

【表紙】

< 訂正前 >

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第18回新株予約権証券	985,600円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	<u>117,600,000円</u>
第19回新株予約権証券	438,500円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	<u>200,000,000円</u>
第20回新株予約権証券	25,500円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	<u>200,000,000円</u>

(以下省略)

< 訂正後 >

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第18回新株予約権証券	985,600円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	<u>118,585,600円</u>
第19回新株予約権証券	438,500円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	<u>200,438,500円</u>
第20回新株予約権証券	25,500円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	<u>200,025,500円</u>

(以下省略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）】

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質	6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：98,420,000円 但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金117,600,000円 (以下省略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質	6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：99,405,600円 但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金118,585,600円 (以下省略)

2【新規発行新株予約権証券（第19回新株予約権証券）】

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質	6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：70,300,000円 但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円 (以下省略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質	6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：70,738,500円 但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,438,500円 (以下省略)

3【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質	6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 35,150,000円 但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円 (以下省略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質	6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 35,175,500円 但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,025,500円 (以下省略)

以上